

「令和6年能登半島地震被災者支援等寄附金」を活用して 被災者支援等に係る新たな取組を実施します

令和6年能登半島地震で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

川崎市では、これまでに避難者の市営住宅受け入れに伴う生活備品の購入支援を実施してきたところですが、本日、「令和6年能登半島地震被災者支援等寄附金活用事業調整会議」を開催し、被災者支援等に係る新たな取組を決定しました。

1 令和6年7月31日時点での寄附金額について

48,024,836円

（うち個人4,733,910円、法人団体等43,290,926円）

2 今回の支援内容について

（1）物資支援

被災地の要請に応じ、児童生徒が使用する学習・運動用具等の物資を提供します。

（2）産業復興支援

被災地の事業者を12月に開催するかわさき市民祭りに招待し、地域名産品等の販売機会、地域の魅力発信の機会を提供します。

（3）児童生徒等への支援

被災児童生徒の心のケアの一環として、児童生徒等を川崎市へ招待し、施設見学・交流体験の機会を提供します。

3 今後について

各支援内容の詳細については被災地の関係機関等と調整し決定の上、支援を実施します。また、適宜調整会議を開催し、必要な支援を迅速に行ってまいります。

【 問合せ 】

（調整会議及び寄附金について）

川崎市財政局財政部資金課 大島
電話 044-200-3744

（物資支援に係る内容について）

川崎市財政局財政部資金課 後藤
電話 044-200-2187

（産業復興支援に係る内容について）

川崎市経済労働局観光・地域活力推進部 細井
電話 044-200-2331

（心のケア等に係る内容について）

川崎市教育委員会事務局庶務課 細見
電話 044-200-3260